

みんなで子育て

子育ては、家庭だけが担うものではなく、地域全体で支えていくものです。
いろいろな人の手を借り、支えてもらいながら、親も子どもと一緒に成長していきましょう。

●子育ては周囲に手助けしてもらいましょう

子育て中は思うようにいかないことが多く、イライラしたりストレスを感じたりすることもあるでしょう。また、不安になったり孤立感を感じたりしがちです。家庭だけで抱え込まず、祖父母や地域の方、保健師・保育士などの専門家など、周囲の人を頼りましょう。周囲の人を頼ることで、子育てが少し楽になるかもしれません。

困った時に利用できる支援事業 ▶P.23~

●子育ての不安や悩みは気軽に相談してください

子育ての些細な不安や悩みをひとりで抱え込んでしまうと、ストレスになったり、つらい思いをしたりすることもあるでしょう。そのような時に、友だちや相談相手に思いを話すことで、問題解決につながったり、気持ちが楽になったりするものです。

こども家庭センター

妊娠、出産、子育てに関する切れ目のない支援を行うための「総合窓口」として、母子健康手帳の交付時から、妊産婦や0~18歳までのお子さんやその家庭に寄り添い、安心して子育てができるよう支援をしています。

併走型相談支援 ▶P.4

さまざまな悩みに応えるための相談窓口 ▶P.40・41

こども家庭センター

相談内容に合わせ、4つのグループが連携し、
心理士、保健師、助産師、管理栄養士、保育士、教員などが対応します。

こども家庭支援課

- 家庭支援グループ
家庭・養護相談や女性・DV相談など、お子さんが安心して成長していくための相談をお受けします。
- 発達支援グループ
子育て相談や発達に支援が必要なお子さんの相談をお受けします。
- 教育相談グループ
学校生活、学習活動などへの心配事についての相談をお受けします。

こども保健課

- 母子保健グループ
妊産婦や乳幼児を持つ方を対象に、赤ちゃんの健やかな成長と家族の皆さんが安心して子育てができるよう相談をお受けします。



問合せ先 こども家庭支援課 ☎059-382-9140 FAX:059-382-9142
こども保健課 ☎059-382-2252 FAX:059-382-4187

赤ちゃんの訪問

気持ちが落ち込んだり、イライラしたり、寝不足だったり…産後のお母さんの体と心は不安定です。また、赤ちゃんのことで心配や悩みもあるでしょう。赤ちゃんの健やかな成長と安心して子育てができるように、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て情報の提供や相談を行っています。

	新生児訪問(希望者予約制)	こんにちは赤ちゃん訪問	未熟児訪問
対象	生後28日以内の新生児のいる家庭	生後4か月までのこどものいる家庭	出生時の体重が2,500g未満のこどものいる家庭
内容	産婦の健康管理・母乳相談・新生児の育児相談等	母子保健サービス・子育て事業の紹介、子育て情報の提供等	赤ちゃんの発育・病気の予防・子育てに関する相談等
訪問員	助産師等	こんにちは赤ちゃん訪問員	保健師等
訪問先	ご自宅や里帰り先等(市内に限ります)		
申し込み方法	こども保健課へ電話でお申し込みください。	対象の家庭には訪問月の前月にこども保健課から通知します。	低体重児出生連絡票を提出するとこども保健課から保護者の方へ連絡します。

問合せ先 こども保健課 ☎059-382-2252 FAX:059-382-4187

●子育て仲間をつくろう

子育て仲間があると、保護者は子育ての楽しさや大変さを共感し合える、こどもにとっては友だちと一緒に遊ぶ楽しさを味わえるなど、親子共に楽しい時間が過ごせるのではないのでしょうか。

こどもを連れて遊びに行ける場におでかけしてみると、子育て仲間との出会いがあるかもしれません。また、子育て支援総合コーディネーターが子育てサークル活動のお手伝いや子育て家庭のつながりづくりの講座開催など仲間づくりの支援をしていますので、こども政策課(☎382-7661)までご相談ください。

子育て仲間との出会いの場 ▶P.27～

鈴鹿市こども条例 ～社会全体でこどもの健やかな成長を支えよう～

令和7年4月1日に、全てのこどもが健やかに成長できるまちづくりを進めるため、「鈴鹿市こども条例」を制定しました。この条例では、子どもの権利条約が定めるこどもの権利のなかから、次の8つの権利を特に大切なものとして規定しています。

市ウェブサイトはこちらから▶



差別されない権利

安心して生き
自分らしく育つ権利

自分の意見を表明し
社会に参加する権利

あらゆる暴力から
守られる権利

必要な医療等を
受ける権利

社会保障を
受ける権利

教育を受ける権利

休み、遊ぶ権利

こどもの権利を守るための それぞれの責務と役割(要旨)

こどもの権利を守るとともに、こどもが自分を大切に
する気持ちを育み、健やかに成長できる家庭環境
づくりを行うよう努める。

保護者

こどものための取組の計画
策定や実施を行う。また、
保護者等と協働し、必要な
支援を行う。

市

働いている人が安心して仕事と
子育てができる環境づくりを行
うよう努める。

事業者

育ち学ぶ施設の関係者

こどもが安全で安心して生活し、
また保護者が子育てしやすい地域
の環境づくりを行うよう努める。

市民

こどもの主体的な学びへの
支援や、安全な場で安心して
育ち学ぶことができる環境
づくりを行うよう努める。